

議案第 22 号

大田原市国民健康保険財政調整基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例の制定について

大田原市国民健康保険財政調整基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成 30 年 2 月 26 日提出

大田原市長 津久井 富雄

大田原市国民健康保険財政調整基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例

大田原市国民健康保険財政調整基金の設置、管理及び処分に関する条例（昭和40年条例第15号）の一部を次のように改正する。

第6条中「基金の」を「その」に改め、同条各号を次のように改める。

- (1) 国民健康保険法（昭和33年法律192号）第75条の7第2項に規定する国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用の財源が不足する場合においてその財源に充てるとき。
- (2) 保健事業に要する費用の財源が不足する場合においてその財源に充てるとき。
- (3) 国民健康保険税負担の年度間の平準化を図るとき。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。